

一般社団法人武蔵野市スポーツ協会定款（案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、一般社団法人武蔵野市スポーツ協会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都武蔵野市に置く。

（目 的）

第3条 この法人は、武蔵野市における競技スポーツ及びレクリエーションスポーツ（以下「スポーツ等」という。）を振興し、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに関係諸団体の発展と相互の親睦、連帯を図ることを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）スポーツ等の振興を図る基本方針を審議し、確立すること。
- （2）スポーツ等に関する武蔵野市及び関係機関の施策に協力すること。
- （3）スポーツ団体の強化発展と相互の親睦、連携を図ること。
- （4）スポーツ大会、講習会、その他スポーツ等に関する各種事業の計画、実施及び援助を行うこと。
- （5）スポーツ等指導者の養成及びその資質向上のための研修に関すること。
- （6）スポーツ等振興の宣伝、啓発及び奨励に関すること。
- （7）スポーツ等に関する調査研究並びに情報資料の提供を行うこと。
- （8）スポーツ等の振興に寄与した者及び優秀な成績を収めた者の顕彰に関すること。
- （9）各種スポーツ大会への選手及び役員の派遣に関すること。
- （10）その他この法人の目的の達成に必要な事業。

（機関の設置）

第5条 この法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員及び社員

（会員の種別及び社員）

第6条 この法人の会員は、次に掲げるものとし、正会員は代表者を選出し、その代表者をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）

上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 この法人に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第8条 正会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規程等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により除名が決議されたときは、その会員に対して書面により通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条に定める場合のほか、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 1年以上会費を滞納したとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 会員である団体が解散もしくは消滅したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関しては、これを免れることはできない。

(抛出金品の不返還)

第13条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、理由の如何を問わず返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(種類及び開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の5分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が第23条第2項に規定する会長にあったとき。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 入会の基準並びに会費の金額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任及び解任

(4) 理事及び監事の報酬の額又はその規程

(5) 事業報告及び決算の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散、残余財産の処分

(8) 理事会において社員総会に付議した事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、その他社員総会で決議するものとして一般法人法又はこの定款で定められた事項

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、第15条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に、臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(定足数)

第18条 社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会の承認を得て定められた順位にある者が議長となる。

(議決権)

第 20 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 社員総会の決議は、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 前各号に掲げるもののほか、その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決し、又は代理人によって議決権の行使を委任することができる。

4 前項の規定によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名し、社員総会の日から 10 年間保管する。

第 4 章 役員等

(種類及び定数)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 50 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を会長とし、会長をもって一般法人法に規定する代表理事とする。

3 理事のうち 12 名以内を業務執行理事とし、そのうち 3 名以内を副会長、1 名を専務理事、8 名以内を常務理事とすることができる。

(役員を選任等)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関

係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款に定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して、業務の報告を求めこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会及び必要と認めるときは社員総会に出席し、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- 5 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 6 監事は、会長が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告しなければならない。
- 7 前各項に掲げるもののほか、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事及び監事の任期は、その他の理事及び監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第23条第1項に定めた員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事には、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 第1項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(名誉役員)

第30条 この法人に名誉会長、顧問、相談役及び参与（以下「名誉役員」という。）を置くことができる。

2 名誉役員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問、相談役及び参与は、この法人の重要事項について会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

4 名誉役員は、無報酬とする。ただし、その職務に要する費用があるときは、これを弁償することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって組織し、会務を執行する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 規程等の制定、変更及び廃止に関する事項

(4) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(5) 理事の職務の執行の監督

(6) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年度3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、そ

の請求をした理事が招集したとき

(4) 監事が、第26条第5項の規定により、請求又は招集したとき

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項第3号及び第4号に該当する理事会については当該理事又は監事が招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的媒体をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故等による支障があるときは、副会長又は専務理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第37条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が、記名押印又は署名し、10年間保管する。

第6章 常任理事会

(常任理事会の設置)

第40条 この法人の会務に関する事務を円滑に執行するため、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

(常任理事会の権限)

第41条 常任理事会は、次の職務を行う。

(1) 理事会の決議執行に関する事項

- (2) 理事会の審議事項の検討・準備
- (3) その他、会務の処理に関する事項
(招集等)

第42条 常任理事会は、会長が招集し、その議長となる。

(議決)

第43条 常任理事会の決議は、第40条第2項に定める理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第7章 専門委員会

第44条 この法人の事業、会務の執行に関し必要な場合、理事会は専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織、任務その他必要な事項は、別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画及び収支予算については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 事業計画及び収支予算については、直近の社員総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第49条 この定款は、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって変更することができる。

（合併等）

第50条 この法人は、社員総会の決議によって、他の一般法人法上の法人と合併し、又は事業の全部若しくは一部を譲渡することができる。

（解散）

第51条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由のほか、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上にあたる決議により解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第52条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、東京都武蔵野市に寄贈するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 事務局

（設置等）

第53条 この法人の事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第11章 個人情報の保護

（個人情報保護）

第54条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報保護に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第12章 公 告

(公 告)

第55条 この法人の公告は、主たる事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 則

(その他)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

附 則

(最初の事業年度)

第57条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第58条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

住 所 武蔵野市境1丁目22番17号

設立時理事 秋本 清

住 所 西東京市新町1丁目4番7-505号

設立時理事 齋藤 秀夫

住 所 武蔵野市境1丁目22番17号

設立時代表理事 秋本 清

住 所 武蔵野市関前2丁目27番23号

設立時監事 中村 渉

(設立時社員の氏名及び住所)

第59条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

住 所 武蔵野市吉祥寺北町3丁目6番6-301号
ルネ吉祥寺北町1号棟

設立時社員 舟橋 優子

住 所 武蔵野市桜堤3丁目3番2号

設立時社員 宮下 みさ子

住 所 西東京市新町5丁目14番27号

設立時社員 上島 洋文

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めがない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人武蔵野市スポーツ協会の設立のため、設立時社員舟橋 優子、宮下みさ子及び上島 洋文の定款作成代理人司法書士武田一樹は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和6年3月6日

設立時社員 舟橋 優子

設立時社員 宮下 みさ子

設立時社員 上島 洋文